○月形町ホームページ有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成19年3月31日

訓令第4号

改正 平成24年3月30日告示第18号

月形町ホームページ有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、月形町ホームページ(以下「ホームページ」という。) に掲載する 有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告できる者の範囲と優先順位)

第2条 広告できる者は、公共性の高い者を優先することとし、広告できる者の範囲及び 優先順位は次のとおりとする。

優先順位	広告できる者の範囲		
1	公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、信用金		
	庫、信用組合、農業協同組合その他これらに類するもの		
2	町内に事業所をもつ商店、専門店その他これらに類するもの		
3	月形町内の消費者にとって有益と思われるもの		

(掲載できない広告)

- 第3条 ホームページに掲載できない広告は、次に掲げるものとする。この場合において、 第8条に規定する広告主のホームページの内容についても同様とする。
 - (1) ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
 - (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
 - (6) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に掲げる営業に該当するもの
- (8) 町民に不快の念、危害又は恐怖心を抱かせるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載として不適当であると町長が判断したもの (広告の掲載位置及び規格等)
- 第4条 広告を掲載する位置及び規格等は、別表1のとおりとする。

(広告の掲載料等)

第5条 掲載する広告の掲載料等は別表2のとおりとする。

(広告の募集)

- 第6条 広告の募集は、公募とし、ホームページその他広報媒体を活用するものとする。 (広告掲載の申込み及び決定)
- 第7条 広告掲載希望者は、月形町ホームページ有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿及び関係書類を添えて、掲載を希望する月の前月15日までに町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申込みがあったときはその内容を審査し、その結果を月形町ホームページ有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載が決定した者(以下「広告主」という。)は、町長が定める方法及び期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消)

- 第9条 町長は、次の各号に該当するときは広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 広告主のホームページが連絡なく閉鎖されたとき。
 - (2) 広告主のホームページの内容が変更され、第3条の規定に該当していると判断したとき。

(3) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(広告掲載料の還付)

- 第10条 前条の規定により広告掲載を取消されたときは、その広告掲載料は還付しない。
- 2 広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、広告掲載料の 全部又は一部を返還する。
- 3 前項に規定する返還の額は、1日のうち12時間以上広告掲載できなかったときを1日とみなし、その日数に広告掲載料を契約日数(1月を30日とみなす)で除した額を乗じた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第12条 この訓令の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第18号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

掲載位置	枠数	規格
トップページ	最大4枠	・画像の大きさは、縦60ピクセル×横150ピクセル以内とする。
右上部		・データ量は10KB以内とする。
トップページ	最大10枠	・画像形式はGIF形式とする。
下部		・Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イ
		メージ、アラートマークのようなものは使用不可とする。

・ループは最長で5秒間、その後は停止すること。

別表2 (第5条関係)

掲載位置	掲載料	
トップページ	1 איל 月 5, 000円	
右上部	ただし、町内に事業所を持つ商店、専門店その他これらに類するものの	
	場合は、1か月3,000円とする。	
トップページ	1 ביל 月3,000円	
下部	ただし、町内に事業所を持つ商店、専門店その他これらに類するものの	
	場合は、1か月2,000円とする。	

注 掲載期間は、月の初日から末日までの1か月単位とし、最長で12か月とする。ただし、 単年度ごとの申込みとする。